

令和2年度 第1回東京都防災都市づくり推進計画検討委員会

日時：令和2年12月23日（水）午前10時30分から正午まで

1 開会

2 委員紹介

3 議題

- (1) 防災都市づくり推進計画の改定について
- (2) 改定のスケジュールについて

資料1	東京都防災都市づくり推進計画検討委員会委員名簿
資料2-1	東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱
資料2-2	東京都防災都市づくり推進計画検討委員会運営規程
資料3	防災都市づくり推進計画 整備プログラムの概要
資料4	防災都市づくり推進計画 整備プログラム 主な更新内容
資料5	防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第5章
資料6	防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第6章
資料7	防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第7章の例
資料8	防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第8章
資料9	防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第9章の例
資料10	今後のスケジュール

※会議後に内容を精査し、第7章の取組については最新の情報を記載しています

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会委員名簿

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会

	氏 名	現 職
委員長	なか ばやし いつ き 中 林 一 樹	東京都立大学 名誉教授
委員	い むら のり こ 伊 村 則 子	武蔵野大学 工学部建築デザイン学科 教授
	おお はら み ほ 大 原 美 保	国立研究開発法人 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター 主任研究員
	おさ らぎ とし ひろ 大 佛 俊 泰	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
	か とう たか あき 加 藤 孝 明	東京大学 生産技術研究所 教授

令和 2 年度 事務局

東京都都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱

制定 平成 30 年 3 月 20 日 29 都市整防第 602 号

(設置及び目的)

第 1 条 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 13 条第 1 項に規定する防災都市づくりに関する計画（以下「計画」という。）の検討するに当たり、学識経験者の専門的意見を反映させるため、防災都市づくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画に係る防災都市づくりの諸施策の検討・調査に関すること
- (2) 計画の策定に係る方針に関すること
- (3) その他必要と認める事項

(構成等)

第 3 条 委員会は、学識経験者である委員をもって構成する。

2 委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

(会議)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議及び議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 3 委員長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員会の定足数は、委員総数の過半数とする。

(専門部会)

第 5 条 委員会に、第 2 条に掲げる事項について詳細に検討をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、学識経験者をもって構成する。
- 3 専門部会には、専門部会長を置き、専門委員の互選により選出するものとする。
- 4 専門部会は、専門部会長が招集する。
- 5 専門部会長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会に専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員の任期は、専門事項の調査に必要な期間とする。
- 7 会議及び議事録は、原則公開とする。ただし、専門部会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 8 専門部会長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(調整会議)

第 6 条 各専門部会間において調整を要する事項その他必要な事項を検討するため調整会議を置くことができる。

- 2 調整会議は、委員長及び委員が指名する者で構成する。
- 3 調整会議は、委員長が招集し、主宰する。

(庶務)

第7条 委員会の運営のための庶務は、都市整備局市街地整備部防災都市づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会運営規程

制定 平成 30 年 5 月 30 日 30 都市整防第 206 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱（平成 30 年 3 月 20 日 29 都市整防第 602 号。以下「設置要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、防災都市づくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、設置要綱における「委員会」及び設置要綱第 5 条の規定に基づく「専門部会」に適用するものとする。

(招集の通知)

第 3 条 委員長又は専門部会長は、設置要綱第 4 条の規定に基づき委員に招集の通知を発する。

2 委員は、招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を委員長又は専門部会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第 4 条 設置要綱に基づき開催される委員会及び専門部会は傍聴希望者に対して公開するが、委員長又は専門部会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(傍聴人等が守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は静粛を旨とし、次の各号を守らなければならない。

- 一 委員会又は専門部会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明する等発言を妨害しないこと
 - 二 みだりに席を離れ又は談笑する等の方法により委員会又は専門部会の秩序を乱し、又妨害をしないこと
- 2 傍聴人が委員長又は専門部会長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。
- 3 傍聴人は、委員会又は専門部会の会場において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長又は専門部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 4 前 3 項の規定は、設置要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき出席した関係者について、準用する。

(会議及び議事録等の取扱い)

第 6 条 設置要綱第 4 条第 2 項及び第 5 条第 7 項に基づき、会議、議事録及び資料は公開する。ただし、審議において、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）第 7 条に規定する非開示情報を取り扱う場合で、委員長又は専門部会長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

防災都市づくり推進計画 整備プログラムの概要

新整備プログラムの構成

- 令和2年度末に定める新たな整備プログラムの構成は、下表のとおりとする。
- 新たな基本方針で掲げた「木密地域」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」への規制導入等について、その状況や取組を示す新たな章（第9章）を設置。

令和2年度 新たな「整備プログラム」

第5章 延焼遮断帯としての都市計画道路の整備

⇒ 街路整備事業と都市防災不燃化促進事業等について、事業の進捗や予定を更新

- (1) 都市計画道路の骨格防災軸の整備
- (2) 整備地域内における延焼遮断帯の整備

第6章 緊急輸送道路の機能確保

⇒ 機能確保の取組内容を更新（沿道建築物の耐震化、無電柱化、マンホール浮上抑制対策の取組など）

⇒ 無電柱化、マンホール浮上抑制対策については、所管部署にて検討中のため、年明けに反映

- (1) 東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路
- (2) 緊急輸送道路の機能確保

第7章 整備地域・重点整備地域の整備（区部が対象）

区部の整備地域・重点整備地域について、以下の取組を位置付け

- ① 防火規制（不燃化）
- ② 敷地面積の最低限度（地区計画・用途地域）
- ③ 無接道敷地への対応（★）
 - ・ 建築基準法に基づく許可等の制度運用（品川区）
 - ・ 隣地取得、敷地整序等による無接道敷地解消
- ④ 各種事業（※）
 - ※ 都市防災不燃化促進事業、住宅市街地総合整備事業、沿道一体整備事業、木造住宅密集地域整備事業、街路事業、公園整備事業等
- ⑤ 防災生活道路（道路整備、沿道不燃化、道路機能維持）
- ⑥ 無電柱化（★）（状況を「検討中」、「事業中」、「整備済」など進捗が分かるように記載）
- ⑦ 地域特性を生かした街並み再生（★）（渋谷区本町、台東区谷中）
- ⑧ 魅力的な移転先整備事業（★）（江北地区（足立区））（URとの協定による取組地域）

★ 今回の整備プログラムから示すもの

第8章 避難場所等の確保

⇒ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）等を踏まえ、内容を更新

- (1) 避難場所の確保
- (2) 避難場所等の指定見直し時期
- (3) 地区内残留地区の確保
- (4) 避難道路の確保
- (5) 避難場所周辺での不燃化の促進

第9章 木造住宅密集地域等における安全な市街地の形成（新章）（区市が対象）

⇒ ①木密地域、②農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域、及び③不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域について、下記の規制について、規制内容、規制状況（実施中、予定、調査・検討の別）を表形式で明示

⇒ 町丁目の地域種別と規制の有無を図示（課題のある地域の規制の有無を可視化）

- (1) 防火規制（防火地域、新防火区域、準防火地域など）
- (2) 敷地面積の最低限度

現行計画の「整備プログラム」

第5章 延焼遮断帯としての都市計画道路の整備

- (1) 都市計画道路の骨格防災軸の整備
- (2) 整備地域内における延焼遮断帯の整備

第6章 緊急輸送道路の機能確保

- (1) 東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路
- (2) 緊急輸送道路の機能確保

第7章 整備地域・重点整備地域の整備

第8章 避難場所等の確保

- (1) 避難場所の確保
- (2) 避難場所等の指定見直し時期
- (3) 地区内残留地区の確保
- (4) 避難道路の確保
- (5) 避難場所周辺での不燃化の促進

第7章 整備地域・重点整備地域の整備

〈基本方針において新設・強化した施策〉

- ・ 無電柱化を進める路線の追加・進捗表示の細分化
検討中・事業中・整備済の3段階で表示
- ・ 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生支援
本町地区（渋谷区）、谷中地区（台東区）
- ・ 都有地活用やUR等との連携による魅力的な移転先の確保
江北地区（足立区）など

〈R3年度以降に事業実施するもの〉

- ・ 木造住宅密集地域整備事業
戸越六丁目地区（品川区）など
- ・ 防災街区整備事業
東中延一丁目11番街区など

〈R2年度に新たに事業着手したもの〉

- ・ 防災街区整備事業
池袋本町三丁目20・21番地区など

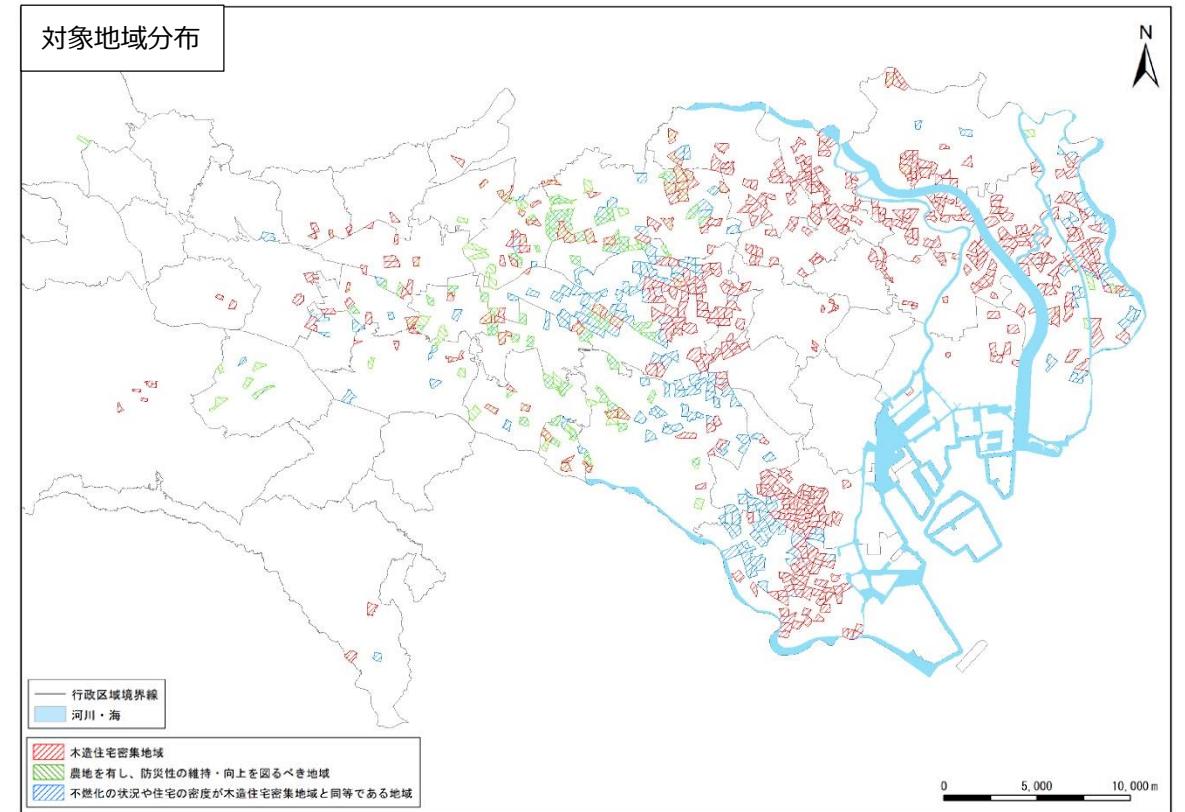
〈R2年度に事業完了したもの〉

- ・ 都市防災不燃化促進事業
補助119号線東側（墨堤通り）など

第9章 木造住宅密集地域等における安全な市街地の形成

①木密地域、②農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域、及び③不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域について、地域の特性、今後の展望やそれに応じた防災性の維持・向上に資する取組について記載

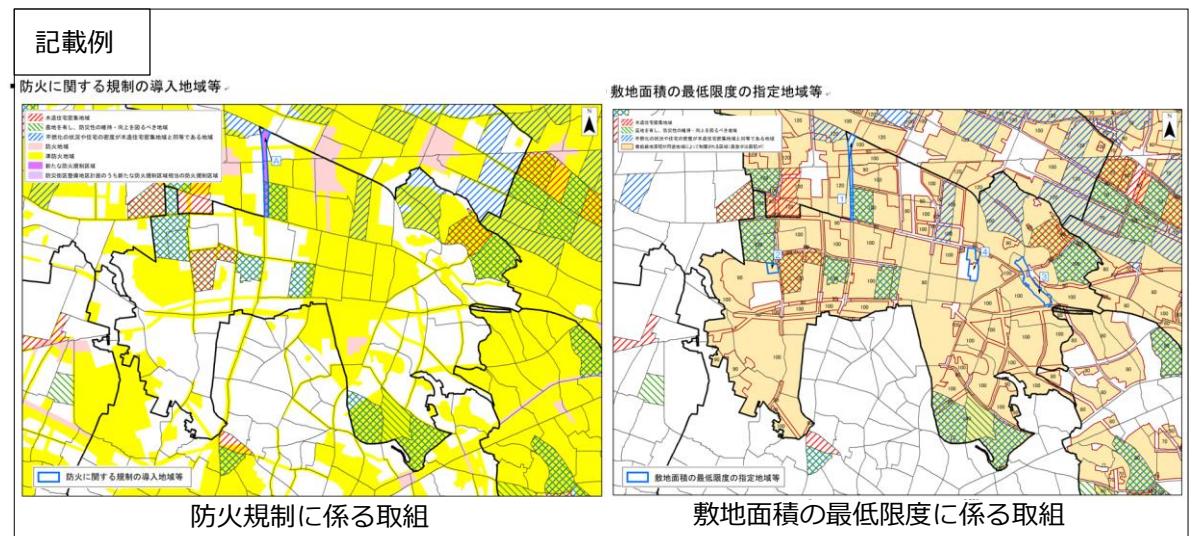
そのうち、地域の特性に応じ、敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制の導入といった規制誘導策の活用により、防災性の維持・向上を図るものについては、その取組状況を記載



無電柱化路線の記載を細分化



池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業



防火規制に係る取組

敷地面積の最低限度に係る取組

第 5 章 延焼遮断帯としての都市計画道路の整備

整備路線

(1) 都市計画道路の骨格防災軸の整備

都市計画道路の骨格防災軸として整備を進める路線は、P. 5-2 から 5-4 までの表及び図のとおりです。

(2) 整備地域内における延焼遮断帯の整備

整備地域内の延焼遮断帯で整備を進める路線は、P. 5-5 から 5-8 までの表のとおりです。

なお、整備路線に示す路線以外についても、周辺のまちづくりが具体化した機会を捉えて事業化を図り、延焼遮断帯の整備を進めます。

表 5-1 都市計画道路の骨格防災軸の整備路線 (区部)

路線名	主な区間	延長(m)	街路整備			
			事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末
放射5号線	杉並区上高井戸二丁目～久我山二丁目	975	東京都	事業中	完了	完了
放射5号線	杉並区久我山二丁目～久我山三丁目	1,300	東京都	事業中	完了	完了
放射7号線	練馬区大泉学園町二丁目～西大泉五丁目	2,000	東京都	事業中	完了	完了
放射7号線及び補助134号線	練馬区谷原一丁目～高野台四丁目	1,770	東京都	事業中	完了	完了
放射10号線	北区赤羽二丁目～岩淵町	430	東京都	事業中	完了	完了
環状2号線	中央区晴海五丁目～港区東新橋一丁目	1,810	東京都	事業中	完了	完了
環状2号線	港区東新橋一丁目～虎ノ門一丁目	1,250	東京都	事業中	事業中	完了
環状4号線	墨田区東向島四丁目～京島一丁目	600	東京都	事業中	完了	完了
環状4号線	荒川区荒川一丁目～東日暮里一丁目	380	東京都	事業中	完了	完了
環状5の2号線	北区王子一丁目～堀船二丁目	350	東京都	事業中	完了	完了
環状6号線	品川区西五反田三丁目～西五反田五丁目	400	東京都	事業中	完了	完了
環状6号線	品川区西五反田四丁目～目黒二丁目	570	東京都	事業中	完了	完了
環状6号線	目黒区上目黒三丁目～青葉台二丁目	780	東京都	事業中	完了	完了
補助116号線	江東区南砂二丁目～新砂三丁目	390	東京都	事業中	完了	完了

表 5-2 都市計画道路の骨格防災軸の事業着手路線 (区部)

路線名	主な区間	延長(m)	街路整備			
			事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末
放射6号線	環状6～中野区中央二丁目	80	東京都	R7年度末までに事業着手		
放射16号線	江戸川区東葛西四丁目～都県境	230	東京都	R7年度末までに事業着手		
環状4号線	補助119～墨田区東向島三丁目	530	東京都	R7年度末までに事業着手		
環状4号線	京成押上線交差部～補助116	1,180	東京都	R7年度末までに事業着手		
環状7号線	補助83付近～補助89付近	580	東京都	R7年度末までに事業着手		

表 5-3 都市計画道路の骨格防災軸の整備路線（多摩）

路線名	主な区間	延長(m)	街路整備			
			事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末
三鷹3・2・2	三鷹市牟礼一丁目	500	東京都	事業中	完了	完了
三鷹3・2・6、 武蔵野3・3・6	三鷹市野崎二丁目～武蔵野市関前一丁目	3,100	東京都	事業中	完了	完了
府中3・2・2の2 国立3・3・2	府中市西原町一丁目～国立市谷保	1,330	東京都	事業中	事業中	完了
府中3・4・7	府中市清水が丘二丁目～若松町一丁目	550	東京都	事業中	完了	完了
国分寺3・2・8	府中市武蔵台三丁目～国分寺市東戸倉二丁目	2,530	東京都	事業中	事業中	完了
西東京3・2・6	西東京市富士町六丁目～西東京市北町三丁目	3,085	東京都	事業中	完了	完了
西東京3・3・14	西東京市北町六丁目～北町二丁目	445	東京都	事業中	完了	完了

表 5-4 都市計画道路の骨格防災軸の事業着手路線（多摩）

路線名	主な区間	延長(m)	街路整備			
			事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末
小平3・3・3	西東京市境～小平市花小金井南町二丁目	870	東京都	R7年度末までに事業着手		
西東京3・3・3	西東京3・4・8～小平市境	2,520	東京都	R7年度末までに事業着手		

表 5-5 都市計画道路の骨格防災軸の整備路線（沿道の不燃化）

路線名	主な区間	面積(ha)	都市防災不燃化促進事業			
			事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末
—	—	—	—	—	—	—

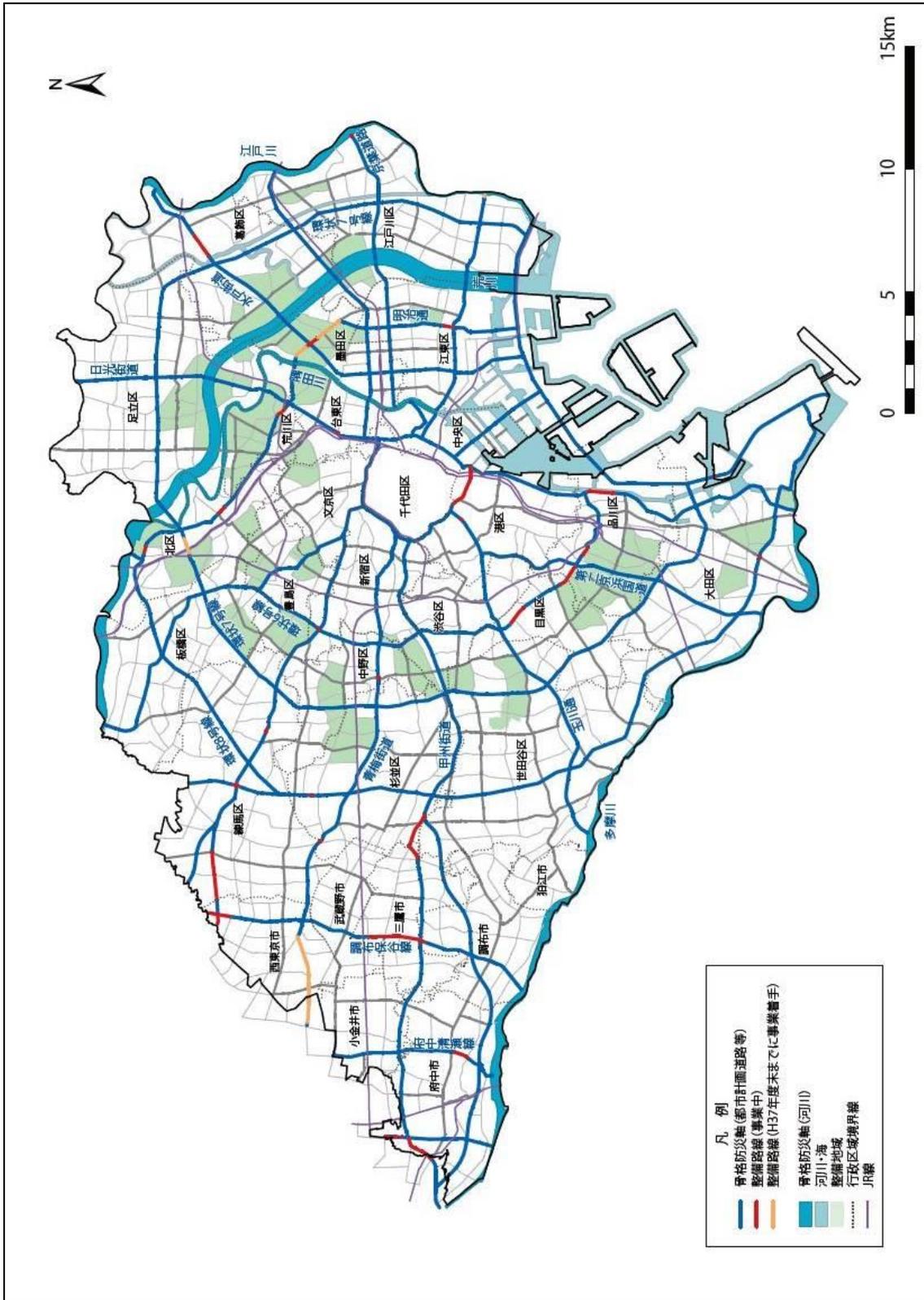


図 5-1 骨格防災軸の整備路線

表 5-6 整備地域内の延焼遮断帯の整備路線

路線名	整備地域	代表的な丁目	区分	延長又は区域面積	街路整備			都市防災不燃化促進事業等			
					事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末	R2年度末	R7年度末	R12年度末
放射17号線	1. 大森中	大森中二丁目ほか	主要	0.8km	東京都	事業中	完了	完了	—		
放射17号線	1. 大森中	西糀谷二丁目ほか	主要	0.7km	東京都	事業中	事業中	完了	—		
放射19号線	1. 大森中	東蒲田一丁目ほか	主要	1.2km	東京都	事業中	事業中	完了	—		
環状6号線	4. 林試の森	下目黒二丁目ほか	骨格	0.6km	東京都	事業中	事業中	完了	—		
〔特定整備路線〕 補助46号線 (目黒本町)	4. 林試の森	目黒本町五丁目	一般	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	完了	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助46号線 (原町・洗足)	4. 林試の森	原町一丁目ほか	一般	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助26号線	4. 林試の森	小山四丁目ほか	主要	0.5km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 放射2号線 (西五反田)	4. 林試の森	西五反田六丁目ほか	主要	1.2km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	事業中	完了
環状6号線	4. 林試の森	西五反田三丁目ほか	骨格	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助26号線	4. 林試の森	荏原二丁目ほか	主要	0.2km	東京都	事業中	完了	完了	—		
〔特定整備路線〕 補助28号線(大井)	4. 林試の森	大井四丁目ほか	一般	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助29号線(大崎)	4. 林試の森	大崎三丁目ほか	一般	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	事業中	事業中
〔特定整備路線〕 補助29号線(戸越)	4. 林試の森	戸越一丁目ほか	一般	0.8km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	事業中	事業中
〔特定整備路線〕 補助29号線 (戸越公園駅周辺)	4. 林試の森	戸越五丁目ほか	一般	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	事業中	完了
〔特定整備路線〕 補助29号線(豊町)	4. 林試の森	豊町六丁目ほか	一般	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	事業中	事業中
〔特定整備路線〕 補助29号線 (西大井)	4. 林試の森	西大井五丁目ほか	一般	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	事業中	事業中
〔特定整備路線〕 補助29号線 (西大井東馬込)	4. 林試の森	西大井四丁目ほか	一般	0.7km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	事業中	事業中
補助26号線	4. 林試の森	二葉一丁目ほか	主要	0.7km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助205号線	4. 林試の森	大井三丁目ほか	一般	0.3km	品川区	—	予定	事業中	—		
〔特定整備路線〕 補助52号線(若林)	5. 世田谷区役所周辺	若林五丁目ほか	一般	1.3km	東京都	事業中	完了	完了	—		
〔特定整備路線〕 補助26号線(三宿)	5. 世田谷区役所周辺	三宿二丁目ほか	主要	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	—		
〔特定整備路線〕 補助26号線 (東北沢)	6. 北沢	北沢四丁目ほか	主要	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	—		
放射23号線	6. 北沢	大原一丁目ほか	主要	1.0km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助54号線 (下北沢I期)	6. 北沢	北沢二丁目	一般	0.3km	世田谷区	事業中	完了	完了	—		

路線名	整備地域	代表的な丁目 ほか	区分	延長又 は区域 面積	街路整備			都市防災不燃化促進事業等			
					事業 主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末	R2年度末	R7年度末	R12年度末
補助62号線	7. 南台・本町・西新宿	南台一丁目 ほか	主要	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助62号線	7. 南台・本町・西新宿	南台三丁目 ほか	主要	*1.1km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 補助227号線 (大和町)	9. 大和町・野方	大和町一丁目 ほか	一般	0.7km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助74号線	9. 大和町・野方	野方一丁目 ほか	主要	0.9km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助133号線 (白鷺)	9. 大和町・野方	白鷺二丁目 ほか	主要	*0.7km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助133号線 (阿佐谷北)	9. 大和町・野方	阿佐谷北六丁目	主要	0.3km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助220号線	9. 大和町・野方	上高田二丁目 ほか	一般	0.6km	中野区	事業中	事業中	事業中	—		
補助74号線	9. 大和町・野方	新井一丁目 ほか	主要	0.7km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 補助26号線 (南長崎)	10. 南長崎・長崎・落合	南長崎六丁目 ほか	主要	0.3km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助26号線(千早)	10. 南長崎・長崎・落合	要町三丁目 ほか	主要	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助172号線 (長崎)	10. 南長崎・長崎・落合	長崎一丁目 ほか	一般	1.6km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助81号線(東池袋)	11. 東池袋・大塚	東池袋四丁目 ほか	一般	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	—		
〔特定整備路線〕 補助81号線 (南池袋)	11. 東池袋・大塚	南池袋四丁目 ほか	一般	0.3km	東京都	事業中	完了	完了	—		
環状5の1号線	11. 東池袋・大塚	南池袋三丁目 ほか	主要	1.0km	東京都	事業中	事業中	完了	—		
環状4号線	11. 東池袋・大塚	目白台二丁目 ほか	一般	*0.8km	東京都	事業中	完了	完了	—		
環状4号線 (不忍通り)	11. 東池袋・大塚	大塚五丁目 ほか	主要	0.4km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 補助73号線 (池袋本町)	12. 池袋西・池袋北・滝野川	池袋本町 二丁目ほか	一般	1.1km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助82号線 (上池袋)	12. 池袋西・池袋北・滝野川	上池袋三丁目 ほか	一般	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助82号線 (池袋本町)	12. 池袋西・池袋北・滝野川	池袋本町 三丁目ほか	一般	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
環状5の1号線 (明治通り)	12. 池袋西・池袋北・滝野川	上池袋二丁目 ほか	主要	1.4km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 補助26号線 (大山中央)	13. 大谷口	大山町	主要	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助94号線	14. 千駄木・向丘・谷中	千駄木二丁目 ほか	一般	*0.8km	東京都	事業中	完了	完了	—		
環状4号線	14. 千駄木・向丘・谷中	千駄木三丁目 ほか	主要	0.1km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
補助94号線	14. 千駄木・向丘・谷中	千駄木二丁目 ほか	一般	0.9km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 補助81号線(巣鴨)	15. 西ヶ原・巣鴨	巣鴨五丁目 ほか	一般	0.9km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了

路線名	整備地域	代表的な丁目	区分	延長又は区域面積	街路整備			都市防災不燃化促進事業等			
					事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末	R2年度末	R7年度末	R12年度末
〔特定整備路線〕 補助86号線 (赤羽西)	16. 十条・赤羽西	赤羽西四丁目ほか	一般	1.2km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助85号線	16. 十条・赤羽西	上十条一丁目ほか	一般	0.6km	東京都	事業中	事業中	完了	事業中	事業中	事業中
補助87号線	16. 十条・赤羽西	上十条三丁目	一般	0.1km	北区	事業中	完了	完了	—		
環状7号線	16. 十条・赤羽西	中十条三丁目ほか	骨格	*0.6km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 補助86号線(志茂)	17. 志茂	志茂一丁目	一般	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
放射10号線	17. 志茂	岩淵町ほか	骨格	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	—		
〔特定整備路線〕 補助90号線(荒川)	18. 荒川	荒川一丁目ほか	一般	1.1km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助90号線	18. 荒川	町屋一丁目ほか	一般	0.1km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助90号線	18. 荒川	西尾久七丁目ほか	主要	0.9km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助90号線	18. 荒川	西尾久二丁目ほか	主要	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助193号線	18. 荒川	町屋三丁目ほか	主要	1.4km	荒川区	事業中	事業中	完了	—		
環状4号線	18. 荒川	荒川一丁目ほか	骨格	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助138号線 (その2工区)	21. 西新井駅西口	関原三丁目ほか	主要	0.3km	足立区	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助137号線	21. 西新井駅西口	梅田六丁目	一般	0.1km	足立区	—	事業中	完了	—		
補助254号線	21. 西新井駅西口	梅田五丁目ほか	一般	0.8km	足立区	—	予定	事業中	—		
〔特定整備路線〕 補助138号線 (興野)	21. 西新井駅西口	興野一丁目ほか	主要	0.4km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助136号線 (本木)	21. 西新井駅西口	扇一丁目ほか	一般	0.8km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助136号線 (関原)	21. 西新井駅西口	関原一丁目ほか	一般	0.5km	東京都	事業中*2	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助136号線 (梅田)	21. 西新井駅西口	梅田四丁目ほか	一般	0.6km	東京都	事業中*2	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助136号線 (足立)	22. 足立	足立一丁目ほか	一般	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	—		
補助120号線 《鐘ヶ淵Ⅰ期》	24. 墨田区北部・亀戸	東向島五丁目ほか	主要	0.4km	東京都	完了	完了	完了	—		
〔特定整備路線〕 補助120号線 《鐘ヶ淵Ⅱ期》	24. 墨田区北部・亀戸	墨田二丁目ほか	主要	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
環状4号線	24. 墨田区北部・亀戸	東向島四丁目ほか	骨格	0.6km	東京都	事業中	事業中	完了	—		
〔特定整備路線〕 放射32号線(押上)	24. 墨田区北部・亀戸	押上三丁目ほか	主要	0.9km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
墨田区画街路 10号線	24. 墨田区北部・亀戸	押上二丁目	一般	0.3km	墨田区	事業中	完了	完了	—		
特別区道墨120号線	24. 墨田区北部・亀戸	八広四丁目ほか	一般	1.4km	墨田区	予定	予定	事業中	—		

路線名	整備地域	代表的な丁目	区分	延長又は区域面積	街路整備			都市防災不燃化促進事業等			
					事業主体等	R2年度末	R7年度末	R12年度末	R2年度末	R7年度末	R12年度末
環状4号線	24. 墨田区北部・亀戸	東向島三丁目ほか	骨格	0.5km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
環状4号線	24. 墨田区北部・亀戸	京島一丁目ほか	骨格	1.2km	東京都	R7年度末までに事業着手			—		
〔特定整備路線〕 補助144号線 (平井)	25. 平井	平井二丁目	一般	0.5km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助274号線	26. 立石・四つ木・堀切	立石一丁目ほか	一般	0.4km	葛飾区	事業中	完了	完了	—		
補助264号線	26. 立石・四つ木・堀切	宝町二丁目ほか	一般	0.5km	葛飾区	予定	事業中	事業中	—		
補助272号線	26. 立石・四つ木・堀切	宝町二丁目ほか	一般	0.2km	葛飾区	予定	事業中	事業中	—		
〔特定整備路線〕 補助142号線 (南小岩)	28. 南小岩・東松本	南小岩三丁目ほか	主要	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
〔特定整備路線〕 補助143号線 (東小岩)	28. 南小岩・東松本	南小岩八丁目ほか	主要	0.6km	東京都	事業中	完了	完了	事業中	完了	完了
補助285号線	28. 南小岩・東松本	南小岩四丁目ほか	一般	1.2km	江戸川区	事業中	事業中	事業中	—	事業中	事業中

延長又は区域面積は、整備地域及び重点整備地域内における延長（km）又は区域面積（ha）の概数。

ただし、*は事業認可延長を示す。

*2は交通開放済を示す。

第 6 章 緊急輸送道路の機能確保

1 東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路は、約 2,060 km で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路です。

また、震災時に果たすべき機能に応じて、第一次、第二次、第三次に分類しています。

表 6-1 地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路

分類	
第一次緊急輸送道路	応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する路線
第二次緊急輸送道路	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する路線
第三次緊急輸送道路	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の域内輸送拠点等を連絡する路線

2 緊急輸送道路の機能確保

(1) 沿道建築物の耐震化

緊急輸送道路のうち、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある緊急輸送道路を「特定緊急輸送道路」として指定するとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第 5 条第 3 項第 2 号に基づく耐震診断を義務付ける道路（建築物集合地域通過道路等）としても併せて指定しています（図 6-1）。

特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路（一般緊急輸送道路）については、東京都耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の地震発生時に閉塞を防ぐべき道路に位置付けています。

また、東京都耐震改修促進計画において耐震化に関する基本的な考え方、耐震化の促進施策を示し、耐震化を重点的に促進しています。

(2) 道路の拡幅整備の推進

十分な幅員で整備されていない緊急輸送道路について、道路の拡幅整備を推進します。

(3) 無電柱化の推進

所管課にて検討中

東京都無電柱化推進計画において無電柱化の対象となる都道のうち、第一次緊急輸送道路について無電柱化を推進するとともに、特に震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、2024（平成36）年度までに無電柱化完了を目指します。

区市町村道については、無電柱化事業に対する財政支援を行っています。平成27年度から補助の対象に緊急輸送道路など、「防災に寄与する路線」についても新たに対象に加え、面的な無電柱化を推進していきます。

(4) マンホールの浮上抑制対策の推進

所管課にて検討中

液状化の危険性が高い地域にあるマンホールの浮上抑制対策として、緊急輸送道路などについて、平成31年度に約1,200 km完了を目指し、対策を推進しています。

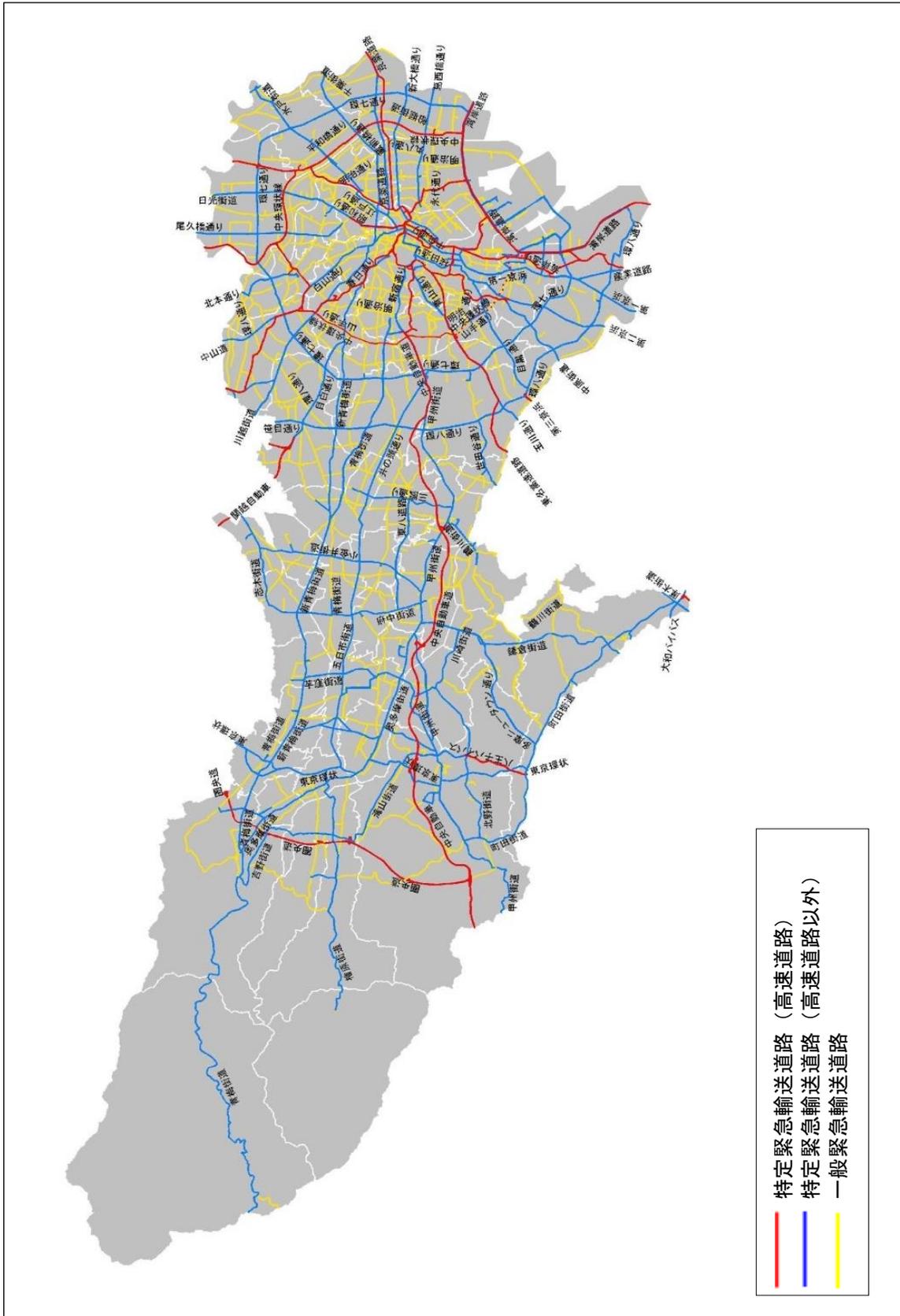


図 6-1 東京都耐震改修促進計画に基づく緊急輸送道路

第 7 章 整備地域・重点整備地域の整備

整備計画

本計画では、整備地域として 28 地域約 6,500ha を指定し、そのうち 52 地区約 3,350ha を重点整備地域として指定しています(図 7-1)。

また、整備地域及び重点整備地域では、区と連携し、本計画の整備方針による取組を積極的に実施するとともに、木造住宅密集地域整備事業等の修復型事業を実施することで、効果的に整備を進めていきます。

整備地域及び重点整備地域の現況等の一覧は表 7-1 を御参照ください。

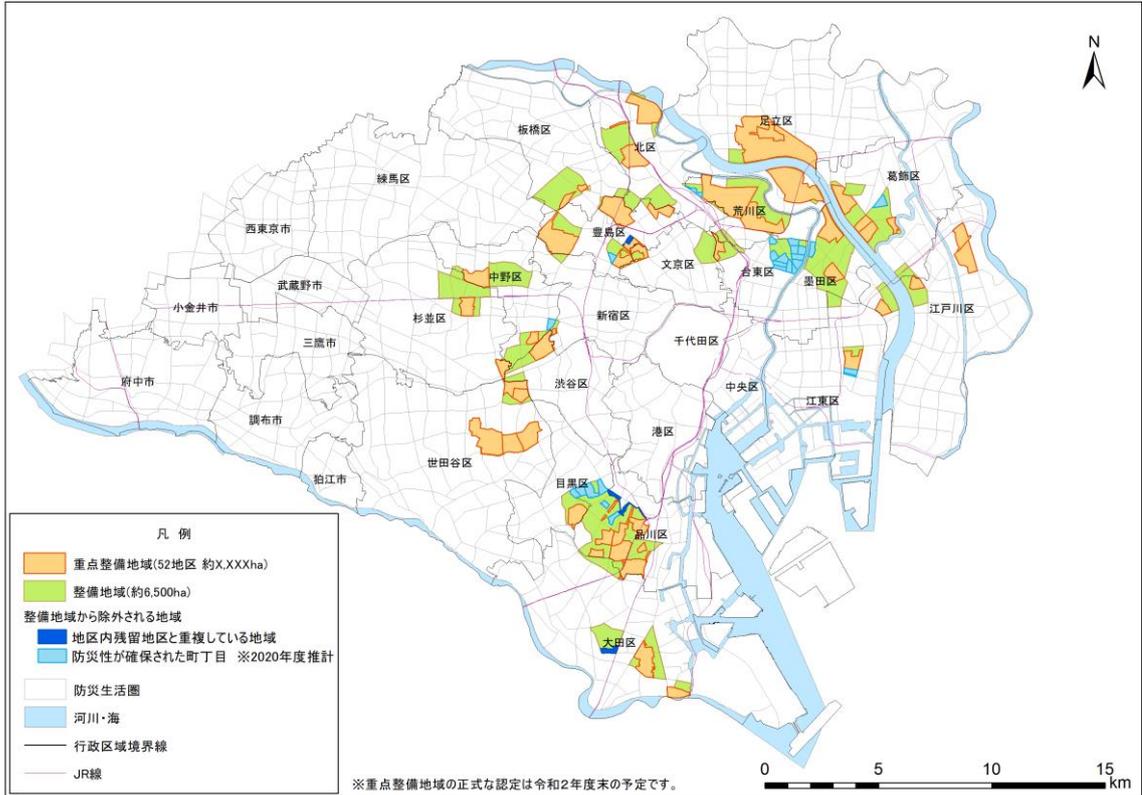


図 7-1 整備地域・重点整備地域

整備計画の構成

整備計画は 7-8 以降に示しています。整備地域順にそれぞれ、①地域の現況、②地域の概要、③整備方針、整備計画の順に記載しています。③の中には、重点整備地域の整備方針やその他主要事業を特出ししています。整備計画は道路網、市街地の不燃化、重点整備地域の取組等の順に記載しています。

なお、4 林試の森周辺・荏原地域は、地域の面積が大きいため、4 つに区分しており、それぞれ①から③を記載し、整備計画はその後にまとめて記載しています。

整備計画に記載の事業スケジュール

道路網及び市街地の不燃化にある表中の事業スケジュールについては、令和 2 年度末(2020 年度末)現在の事業状況として、令和 7 年度(2025 年度)、令和 12 年度(2030 年度)の整備目標の達成に向けた令和 2 年度(2020 年度)、令和 7 年度(2025 年度)、令和 12 年度(2030 年度)の事業スケジュールを示しています。

表 7-1 整備地域及び重点整備地域総括表

整備地域			重点整備地域		
名称	現況	関係区	名称	現況	
1	大森中地域 面積 約 195 ha 人口 約 75,100 人 不燃領域率 64.1% (R1 参考値 65.6%) 延焼遮断帯形成率 73.7% (H26 75% ^{※1})	大田区	19 大森中地区	面積 90.3 ha 不燃領域率 59.9% (R1 参考値 〇%) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">現在算出中</div>	
2	西蒲田地域 面積 約 121 ha (105ha) 人口 約 40,800 人 不燃領域率 65.3% (R1 参考値 67.3%) 延焼遮断帯形成率 37.7% (H26 17%)	大田区	該当なし		
—	—	—	—		

- 注 1 整備地域の面積の () 内は、整備地域から除外される地域（地区内残留地区と重複する地域、防災性が確保された町丁目）を除いた面積
- 注 2 人口は平成 27 年国勢調査による。
- 注 3 不燃領域率の値は、前回計画（平成 28 年 3 月改定）の整備地域範囲における土地利用現況調査（平成 28 年）に基づく都の算定結果による。
- 注 4 延焼遮断帯形成率は、土地利用現況調査（平成 28 年）による沿道の不燃化率及び都市計画道路の整備状況（平成 27 年 3 月時点）から算出（延焼遮断帯の形成・未形成については、今回より、約 100m 間隔を判定単位として算出）
() 内は平成 23 年の延焼遮断帯形成率であり、土地利用現況調査（平成 23 年）及び都市計画道路の整備状況（平成 27 年 3 月時点）から算出
- ※ 1 平成 22 年 1 月改定時における整備地域（約 7,000ha）の区域の延焼遮断帯形成率を示す。

6 北沢地域（世田谷区・渋谷区）

① 地域の現況

地域面積	人口	不燃領域率	延焼遮断帯形成率
約 134 ha	約 33,400 人	55%	56%

※上記表の人口、不燃領域率、延焼遮断帯形成率は前回計画（平成 28 年 3 月改定）の整備地域範囲に基づく。
地域面積の（）内は、整備地域から除外される地域（地区内残留地区と重複する地域、防災性が確保された町丁目）を除いた面積を示す。

② 地域の概要

甲州街道や環状 7 号線沿道、笹塚駅周辺では商業・業務施設の集積が見られますが、全体的に住宅が中心の地域です。また、下北沢駅周辺は住宅と商業施設が混在しています。

幹線道路や駅周辺では建築物の不燃化が進んでいますが、街区内部は老朽化した戸建て住宅や低層集合住宅が立ち並ぶ木造住宅密集地域を形成しています。

当該地域は、4 m 未満の狭あいな道路が多く、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難が行えない可能性があるなど、防災上や住環境の面で多くの問題を抱え、建築物の不燃化、道路・公園の整備による地区全体にわたって防災性の向上が課題となっています。

③ 整備方針

補助 26 号線などで進められている都市計画道路の整備と合わせ、延焼遮断帯の形成を図っていきます。

街区内部では木造住宅密集地域整備事業と防災街区整備地区計画等により、防災生活道路や公園の整備、建築物の建替えによる不燃化・耐震化を促進し、防災性の向上と良好な住環境の形成とを目指します。また、公園等のオープンスペースの確保に加え、玉川上水緑道の整備・保全を推進し、潤いのあるまちづくりを進めていきます。

□ 重点整備地域（不燃化特区）

【北沢五丁目・大原一丁目地区】（世田谷区）

木造住宅密集地域整備事業の取組に加え、戸建て建替えの設計費、老朽木造建築物の除去費、土業派遣や無接道敷地等対策にかかる費用等に対して不燃化特区の支援策を活用し、建築物の不燃化を進めるとともに、道路や公園などの整備を推進していきます。

【北沢三・四丁目地区】（世田谷区）

木造住宅密集地域整備事業の取組に加え、戸建て建替えの設計費、老朽木造建築物の除去費、土業派遣や無接道敷地等対策にかかる費用等に対して不燃化特区の支援策を活用し、建築物の不燃化を進めるとともに、茶沢通りの拡幅整備事業をはじめ、道路や公園などの整備を推進していきます。

□ 特定整備路線

本地域では、補助 26 号線（目黒区駒場四丁目～渋谷区大山町）が特定整備路線に選定されています。

□ 防火規制

おおむね整備地域全域を防火地域又は東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づく新たな防火規制の区域に指定しており、建築物の更新による不燃化の促進を図ります。

現在指定していない区域についても、今後のまちづくりの進捗に合わせて、新たな防火規制の区域の指定を検討していきます。

□ その他

防災生活道路等については、世田谷区独自の制度である地区街づくり計画に位置付け、沿道建築物の壁面後退を促すことで、拡幅整備及び空間の確保を図ります。

6. 北沢地域整備計画

整備手法	整備対象	No.	事業区分	事業主体等	路線名	代表的な丁目	地区面積 (ha) 又は 延長 (km)	R2 年度末	R7 年度末	R12 年度末
事業	延焼遮断帯・その他都市計画道路等	1	街路	東京都	〔特定整備路線〕 補助 26 号線 (東北沢)	北沢四丁目ほか	0.6km	事業中	完了	完了
		2	街路	東京都	放射 23 号線	大原一丁目ほか	1.0km	事業中	事業中	完了
		3	街路	世田谷区	補助 54 号線 (下北沢 I 期)	北沢二丁目	0.3km	事業中	完了	完了
		4	街路	世田谷区	補助 54 号線 (上記以外)	代田六丁目、北沢一丁目ほか	1.1km	予定	予定	予定
		5	連続立体	東京都	都市高速鉄道小田急電 鉄小田原線 (代々木上原 駅～梅ヶ丘駅間)	北沢一丁目ほか	*2.2km	完了	完了	完了
		6	連続立体	東京都	都市高速鉄道京王電 鉄京王線 (笹塚駅～仙川 駅間)	笹塚一丁目	*7.2km	事業中	事業中	完了

注 1 : 事業区分は P. 8-7 参照

注 2 : 地区面積、延長は整備地域及び重点整備地域内の地区面積、延長の概数。ただし、*は事業中の区間又は区域等の範囲とし、整備計画図には整備地域にかかる延焼遮断帯を除き、整備地域及び重点整備地域内のみ図示する。

注 3 : 街路、連続立体、緑道整備に限り延長で示す。

【防災生活道路は整備を進め、併せて沿道の建替えを促進する。】

凡 例

〔整備地域〕

-  重点整備地域 (不燃化特区)
-  公共施設整備検討エリア
-  区界
-  町丁目界
-  避難場所
-  整備地域外の避難場所
-  消防署他
-  小中学校

【延焼遮断帯】

-  骨格防災軸
-  主要延焼遮断帯
-  一般延焼遮断帯

【基盤整備】

-  都市計画道路計画線
-  街路事業等
-  将来事業化予定延焼遮断帯
-  特定整備路線
-  連続立体交差事業

【防災生活道路】

-  幅員 6m 以上 (整備済み)
-  幅員 6m 以上 (未整備)
-  幅員 4m 以上 6m 未満 (整備済み)
-  幅員 4m 以上 6m 未満 (未整備)

【その他の道路】

-  現況幅員 6m 以上

【無電柱化】

-  無電柱化・検討中路線
-  無電柱化・事業中路線
-  無電柱化・整備済路線

6. 北沢地域整備計画図（道路網）



町名	世田谷区 大原一丁目、北沢一～五丁目、代田六丁目
	渋谷区 笹塚一丁目

6. 北沢地域整備計画

整備手法	整備対象	No.	事業区分	事業主体等	事業地区名	代表的な丁目	地区面積 (ha) 又は 延長 (km)	R2 年度末	R7 年度末	R12 年度末
事業	市街地整備	1	木密	世田谷区	北沢三・四丁目地区	北沢三丁目ほか	33.6ha	事業中	完了	完了
		2	木密	世田谷区	北沢五丁目・大原一丁目地区	北沢五丁目ほか	44.4ha	事業中	完了	完了
		—	狭あい	世田谷区	全域	—	—	事業中	事業中	事業中
規制・誘導		3	地区計画	世田谷区	北沢三・四丁目地区	北沢三丁目ほか	33.4ha	実施中	実施中	実施中
		4	地区計画	世田谷区	下北沢駅周辺地区	北沢二丁目ほか	*25.0ha	実施中	実施中	実施中
		5	地区計画	渋谷区	笹塚駅南口地区	笹塚一丁目	3.0ha	実施中	実施中	実施中
		6	地区計画	渋谷区	笹塚一丁目東地区	笹塚一丁目	6.3ha	実施中	実施中	実施中
		7	沿道地区	世田谷区	環七大原・羽根木地区	大原一丁目	*8.9ha	実施中	実施中	実施中
		8	防災街区	世田谷区	北沢五丁目・大原一丁目地区	北沢五丁目ほか	*44.4ha	実施中	実施中	実施中
耐震化	—	耐震診断耐震改修	世田谷区	全域 (耐震改修は防火地域を除く。)	—	—	実施中	実施中	実施中	

注1：事業区分はP.8-7参照

注2：地区面積、延長は整備地域及び重点整備地域内の地区面積、延長の概数。ただし、*は事業中の区間又は区域等の範囲とし、整備計画図には整備地域及び重点整備地域内のみ図示する。

凡例

 整備地域

 重点整備地域（不燃化特区）

--- 区界

— 町丁目界

 避難場所

 整備地域外の避難場所

【規制誘導区域】

 地区計画

 防災街区整備地区計画

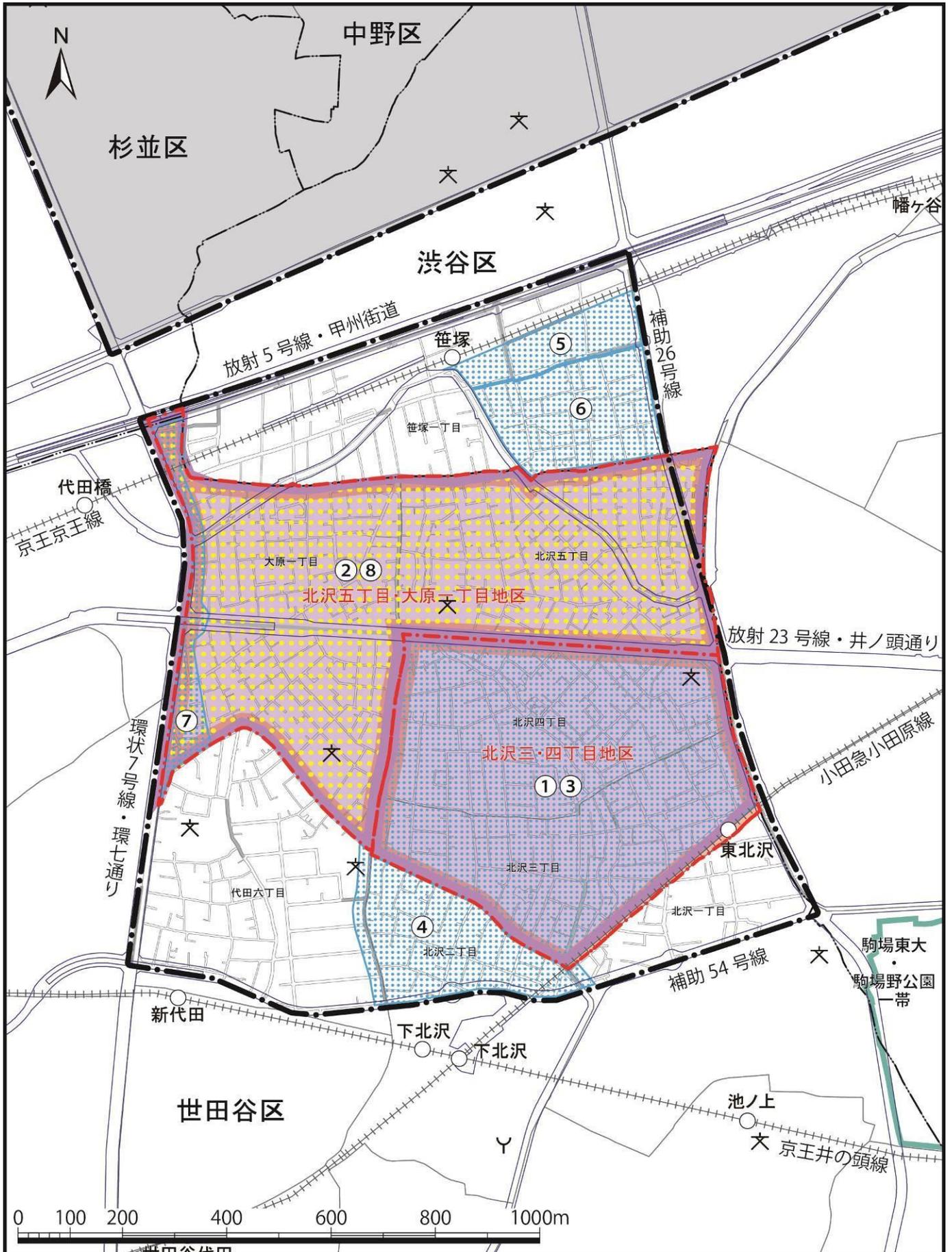
【事業区域】

 木造住宅密集地域整備事業

Y 消防署他

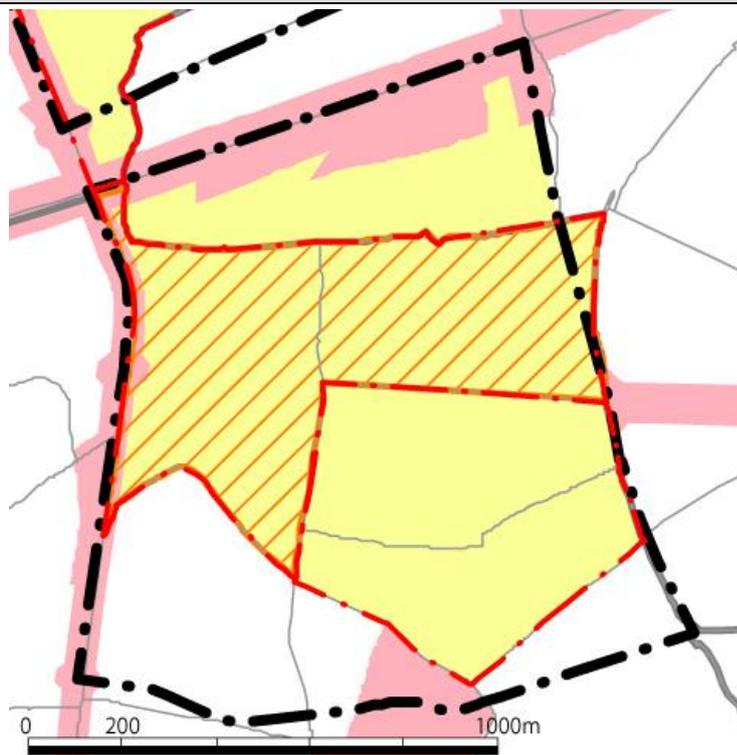
ㄨ 小中学校

6. 北沢地域整備計画図（市街地の不燃化）



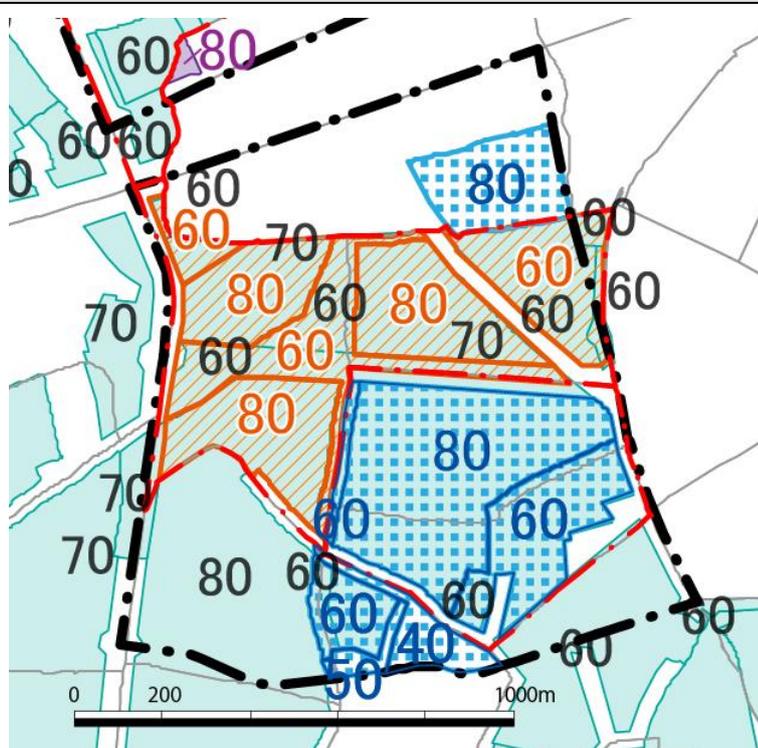
町名	世田谷区 大原一丁目、北沢一～五丁目、代田六丁目
	渋谷区 笹塚一丁目

防火地域と新たな防火規制区域



-  整備地域
-  重点整備地域(不燃化特区)
-  防火地域
-  新たな防火規制区域
-  防災街区整備地区計画
-  防災街区整備地区計画のうち新たな防火規制相当の規制がある区域

最低敷地面積の指定状況



※数値は敷地面積の最低限度 (㎡)
 黒字：用途地域で指定
 青字：地区計画で指定
 橙字：防災街区整備地区計画で指定

-  整備地域
-  重点整備地域(不燃化特区)
-  整備地域に関わる防災街区整備地区計画のうち最低敷地面積の指定がある区域
-  整備地域に関わる地区計画のうち最低敷地面積の指定がある区域
-  敷地面積の最低限度設定がある用途地域

第 8 章 避難場所等の確保

1 避難場所の確保

現況で 213 か所ある避難場所を継続して確保するとともに、公共事業（大規模公園、スーパー堤防、都営住宅や公社住宅などの公営住宅、学校、市街地再開発事業地等をいう。以下同じ。）等で整備された大規模なオープンスペースについて、避難場所としての要件を満たす場所は、その事業者と協議の上、避難場所として指定し、避難距離の短縮化と安全性の向上を図ります。

避難場所の指定は、土地利用や建物の状況、人口動態の変化、公共事業等の進捗状況に鑑みておおむね 5 年ごとに見直しを行うものとし、見直しに当たっては、地震・火災の専門家や学識経験者、行政関係者などで構成する専門部会において避難場所等に係る課題の検討や安全性の検証を行うとともに、都と 23 区とで構成する連絡協議会においても、避難場所等の確保及びその適切な運用管理に取り組んでいきます。

今後、公共事業等で大規模なオープンスペースが整備されたときは、指定見直しの際に、事業者との協議、委員会や協議会における安全性検証等を経た上で、避難場所の拡大等の指定を行っていきます。

そのうち、整備拡充等が予定されている大規模公園及びスーパー堤防は、表 8-1、表 8-2、表 8-3、図 8-1 のとおりです。

なお、これ以外についても、公共施設の整備や民間の開発等の機会を捉え、避難場所等の指定を進めていきます。

2 避難場所等の指定見直し時期

避難場所、地区内残留地区、避難道路について、第 9 回目の指定見直しを令和 7 年度までに行います。

また、見直し後は、速やかに新規又は拡大した避難場所に標識を設置します。

表 8-1 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業（公園：都施行）

番号・ 避難場所名	重点公園・ 緑地 名称 (主な開園 名称)	合計 面積 (㎡)	優先整備区域				
			事業促進区域		新規事業化区域		
			区域	面積(㎡)	区域	面積(㎡)	
1	8 芝公園・慶 応大学一帯	芝公園	1,200	港区芝 公園四 丁目	1,200	—	—
2	16 戸山公園一 帯	戸山公園	6,400	新宿区 戸山三 丁目	4,700	新宿区 大久保 三丁目	1,700

番号・ 避難場所名		重点公園・ 緑地 名称 (主な開園 名称)	合計 面積 (㎡)	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積(㎡)	区域	面積(㎡)
3	17 明治神宮外 苑地区	明治公園	32,300	渋谷区 千駄ヶ 谷一・二 丁目、 新宿区 霞ヶ丘 町	32,300	—	—
4	156 林試の森 公園	目黒公園(林 試の森公園)	21,800	—	—	品川区 小山台 二丁目	21,800
5	61 祖師谷公 園・総合工科 高校一帯	祖師谷公園	53,100	世田谷 区上祖 師谷三、 成城九 丁目	12,000	世田谷 区上祖 師谷三・四 丁目、 成城九 丁目	41,100
6	64 明治神宮・ 代々木公園一 帯	代々木公園	11,700	渋谷区 神南一 丁目	4,300	渋谷区 神南一 丁目	7,400
7	74 和田堀公園 (東地区)一 帯	和田堀公園	102,100	杉並区 大宮 一・二丁 目、松ノ 木一・二 丁目、堀 ノ内一 丁目	97,200	杉並区 堀ノ内 二丁目	4,900
8	75 善福寺川緑 地・和田堀公 園(西地区) 一帯	善福寺川緑 地	2,900	杉並区 成田西 三・四丁 目、	2,900	—	—
9	80 久我山二丁 目地区グラン ド一帯	高井戸公園	130,700	杉並区 久我山 二丁目	108,900	杉並区 久我山 二丁目	21,800
10	97 浮間公園・ 荒川河川敷緑 地一帯	浮間公園	2,100	北区浮 間二丁 目	2,100	—	—
11	98 高島平二・ 三丁目地区	赤塚公園	19,600	板橋区 赤塚 四・五丁 目	12,300	板橋区 赤塚 四・五 丁目	7,300

番号・ 避難場所名		重点公園・ 緑地 名称 (主な開園 名称)	合計 面積 (㎡)	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積(㎡)	区域	面積(㎡)
12	101 城北中央 公園一帯	上板橋公園 (城北中央 公園)	71,800	板橋区 桜川一 丁目、小 茂根五 丁目、練 馬区氷 川台一 丁目、羽 沢三丁 目	71,800	—	—
13	103 石神井公 園一帯	石神井公園	40,400	練馬区 石神井 台一・二 丁目、石 神井町 五丁目	13,700	練馬区 石神井 台二丁 目、石 神井町 五丁目	26,700
14	106 舎人公 園一帯	舎人公園	34,800	足立区 古千谷 一丁目、 西伊興 町、西伊 興一・ 二・三丁 目、皿沼 三丁目	34,800	—	—
15	112 水元公 園・江戸川 緑地一帯	水元公園	2,000	葛飾区 東金町 五・八丁 目	2,000	—	—
16	117 篠崎公 園・江戸川 緑地一帯	篠崎公園	118,200	江戸川 区西篠 崎一丁 目、上篠 崎四丁 目、篠崎 町八丁 目、北篠 崎二丁 目	114,300	江戸川 区西篠 崎二丁 目、上 篠崎三 丁目	3,900
17	124 清澄庭園	清澄公園 (清澄庭園)	3,800	江東区 清澄三 丁目	3,800	—	—
18	126 亀戸中央 公園	亀戸中央公 園	3,600	江東区 亀戸九 丁目	3,600	—	—
19	148 豊島園	練馬城址公 園	220,000	—	—	練馬区 春日町 一丁 目、向 山三 丁目	220,000

番号・ 避難場所名		重点公園・ 緑地 名称 (主な開園 名称)	合計 面積 (㎡)	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積(㎡)	区域	面積(㎡)
20	170 行舟公園・宇喜田住宅一帯	宇喜田公園	10,500	江戸川区北葛西三丁目	300	江戸川区北葛西三丁目、宇喜田町	10,200
21	188 善福寺公園・東京女子大学一帯	善福寺公園	800	一杉並区善福寺二丁目	800	—	—

表 8-2 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業（公園：区施行）

番号・ 避難場所名		重点公園・ 緑地 名称 (主な開園 名称)	合計 面積 (㎡)	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積(㎡)	区域	面積(㎡)
22	47 東京国際空港天 空橋周辺	羽田空港公 園	20,000	—	—	大田区 羽田空 港一・ 二丁目	20,000
23	60 馬事公苑・東京 農業大学一帯	上用賀公園	31,000	世田谷 区上用 賀四丁 目	31,000	—	—
24	128 玉川野毛町公 園一帯	玉川野毛町 公園	27,600	世田谷 区野毛 一丁目	27,600	—	—
25	78 柏の宮公園一帯	杉並南中央 公園	5,800	杉並区 浜田山 二丁目	5,800	—	—
26	145 北運動公園一 帯	神谷公園	4,000	—	—	北区神 谷二丁 目	4,000
27	105 大泉中央公園 一帯	大泉学園町 北公園(大泉 学園町希望 が丘公園)	10,000	練馬区 大泉学 園町九 丁目	10,000	—	—
28	144 飛鳥山公園	飛鳥山公園	600	北区王 子一丁 目	600	—	—
29	94 都営滝野川三丁 目団地一帯	滝野川三丁 目公園	5,100	北区滝 野川三 丁目	5,100	—	—
30	89 桐ヶ丘・赤羽 台・西が丘地区	赤羽台のも り公園	15,000	北区赤 羽台一 丁目	15,000	—	—
31	208 練馬総合運動 場一帯	練馬総合運 動場公園	400	—	—	練馬区 練馬二 丁目	400
32	131 江北六丁目団 地一帯	上沼田東公 園	9,000	—	—	足立区 江北六 丁目	9,000
33	117 篠崎公園・江戸 川緑地一帯 169 都立葛西工業 高校・西瑞江住宅 一帯 222 江戸川スポー ツランド周辺一帯	江戸川緑地	15,100	江戸川 区上篠 崎一丁 目	11,700	江戸川 区江戸 川四丁 目	3,400
34	118 江戸川南部一 帯	左近川・長島 川公園	60,200	江戸川 区臨海 一・二・ 三丁目 及び清	60,200	—	—

番号・ 避難場所名		重点公園・ 緑地 名称 (主な開園 名称)	合計 面積 (㎡)	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積(㎡)	区域	面積(㎡)
				新町二丁目地先			
35	186 多摩川河川敷・二子橋一帯	二子玉川公園	2,600	世田谷区上野毛二丁目	2,600	—	—
36	187 多摩川河川敷・田園調布一帯	多摩川台公園	5,000	—	—	大田区田園調布一丁目	5,000
		丸子多摩川公園(田園調布せせらぎ公園)	18,200	大田区田園調布一丁目	9,000	大田区田園調布一丁目	9,200
37	219 洗足池公園一帯	洗足公園(洗足池公園)	13,700	大田区南千束一・二丁目	1,300	大田区南千束一・二丁目	12,400

表 8-3 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業(スーパー堤防)

番号・ 避難場所名		事業 主体	事業地区名	事業地	地区面積 (ha) 又は延長 (km)	R2 年度	R7 年度	R12 年 度
1	96 荒川自然公園一帯	都	三河島地区	荒川区荒川八丁目	0.3 km	一部完了	一部完了	
2	125 東京海洋大学一帯	都	越中島公園地区	江東区越中島二丁目他	0.8 km	完了	完了	
3	136 都立尾久の原公園一帯	都	東尾久地区(一部)	荒川区東尾久七丁目他	0.3 km	完了	完了	
4	178 千寿第八小学校一帯	都	千住大川端地区	足立区千住関屋町	0.5km	一部完了	一部完了	完了
5	221 あかつき公園一帯	都	明石南地区(一部)	中央区明石町	0.1km	着手	完了	

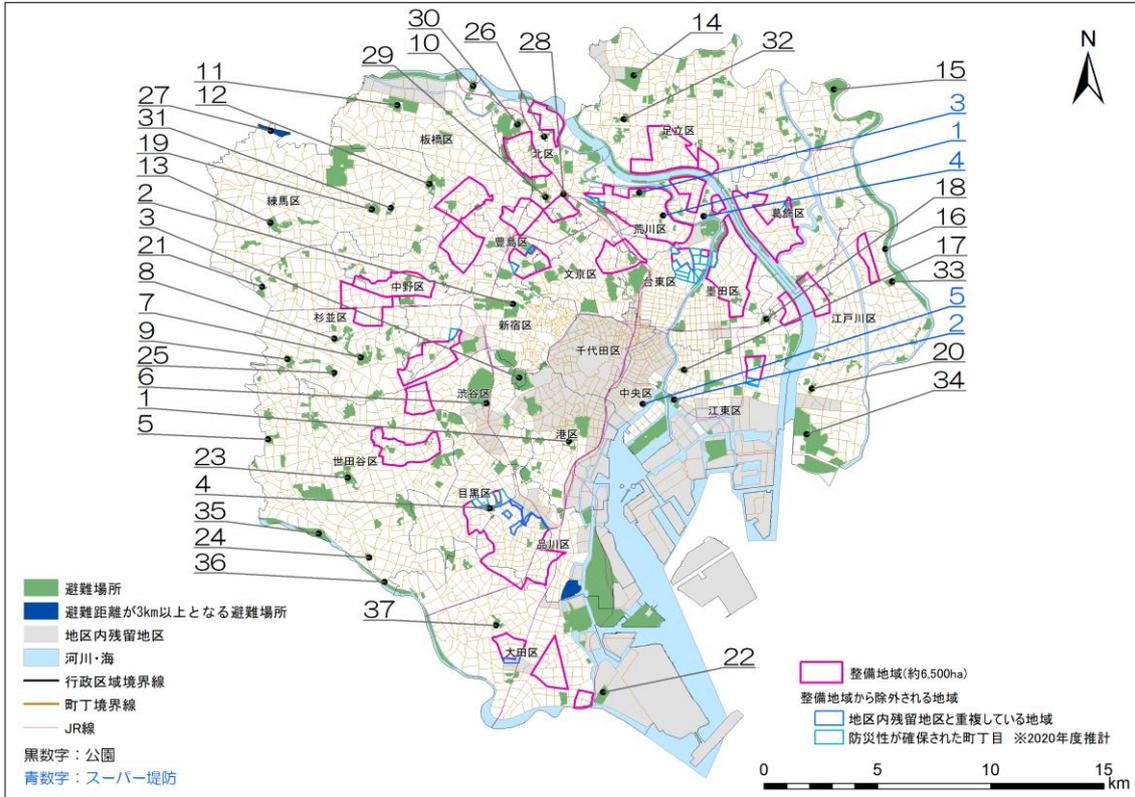


図 8-1 避難場所の整備

3 地区内残留地区の確保

現況で37地区ある地区内残留地区を確保するとともに、耐震化や不燃化が進展し、地区内残留地区の要件を満たすようになった地域については、指定見直しの際に安全性を慎重に検討し、安全性が確保できる場合には、その指定を行っていきます。

加えて、耐震改修費用の助成制度等の活用、市街地開発事業等の都市開発等による民間建築物等の建替え等、危険なブロック塀等の撤去等を促すことで、地区内残留地区の一層の安全性向上に取り組んでいきます。

また、都市開発の機を捉えた大規模な新規の民間建築物における一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備の促進と併せて、地区内残留地区の機能向上を図っていきます。

4 避難道路の確保

現況で14系統54.1kmある避難道路については、今後、指定見直し時に、避難場所の新規又は拡大指定、地区内残留地区の新規又は拡大指定に伴いその見直しを行っていきます。また、沿道の不燃化等により安全性の向上を図っていきます。

5 避難場所等周辺での不燃化の促進

避難場所や避難場所候補地において、周辺地域の建築物の耐震化や不燃化を促進し、避難場所の新規指定・拡大を図り、避難有効面積の増大、安全性の更なる向上を図っていきます。

表 8-4 避難場所周辺での不燃化事業

避難場所名	事業区分	事業主体	事業地区名	事業地	地区面積 (ha) 又は延長 (km)	R2年度	R7年度	R12年度
157 戸越公園 一帯周辺地区	不燃化	品川区	戸越公園 一帯	品川区豊町一 丁目ほか	20.0ha	完了	完了	完了
159 国士館大 学一帯	不燃化・ 特定防災	世田谷 区	国士館大 学一帯周 辺地区	世田谷区若林 四丁目の一部 ほか	42.7ha	完了	完了	完了
165 東京大学 附属中等教育 学校一帯	不燃化	中野区	東京大学 附属中等 教育学校 周辺地区	中野区南台一 丁目ほか	15.6ha	完了	完了	完了

第9章 木造住宅密集地域等における 安全な市街地の維持・形成

整備計画

本章では、木造住宅密集地域など、以下の3地域における安全な市街地の形成を目的として、地域の特性、今後の展望やそれに応じた防災性の維持・向上に資する取組について記載します。

そのうち、地域の特性に応じ、敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制の導入といった規制誘導策の活用により、防災性の維持・向上を図るものについては、その取組状況を示します。

(1) 木造住宅密集地域

地区計画等による敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制等により、敷地の細分化防止や建築物の不燃化を促進します。

この地域に該当する町丁目を有する区市における上記の規制等に関する考え方や実施・検討の状況はP.9-5から9-110のとおりです。

(2) 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域

地域の状況や今後の展望に応じて、農地を保全するための特定生産緑地の指定や、戸数密度の改善に資する土地区画整理事業などを促進します。また、農地がやむを得ず宅地化される場合に備え、必要に応じて、地区計画の策定や防火規制の導入等を促進します。

この地域に該当する町丁目を有する区市における上記の規制等に関する考え方や実施・検討の状況はP.9-5から9-110のとおりです。

(3) 不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域

木造住宅密集地域としては抽出されませんが、補正不燃領域率や住宅戸数密度が木造住宅密集地域と同等である地域（※）が存在します。

※ 補正不燃領域率や住宅戸数密度が木造住宅密集地域と同等である地域

以下の全てに該当する町丁目。ただし、木造住宅密集地域に該当する町丁目を除く。

- (a) 補正不燃領域率<60%
- (b) 住宅戸数密度 ≥ 55 世帯/ha
- (c) 住宅戸数密度（3階以上共同住宅を除く。） ≥ 45 世帯/ha

これらの地域の中には、不燃領域率の低さや、建替えが進んでも不燃化が進まないなどにより、防災性の向上が必要な地域が存在します。

そのため、これらの地域の状況により必要に応じ、地区計画等による敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制等を行うことにより、敷地の細分化防止や建築物の不燃化を促進します。

補正不燃領域率や住宅戸数密度が木造住宅密集地域と同等である町丁目を有する区市における、上記の規制等に関する考え方や実施・検討の状況はP.9-5 から9-110 のとおりです。

注 令和3年4月1日時点での記載としています。

地区計画による敷地面積の最低限度については、地区計画の範囲を図示し、規制される代表的な面積の数値を表に記載しています。

最新の状況については、所管の区市にお問い合わせください。

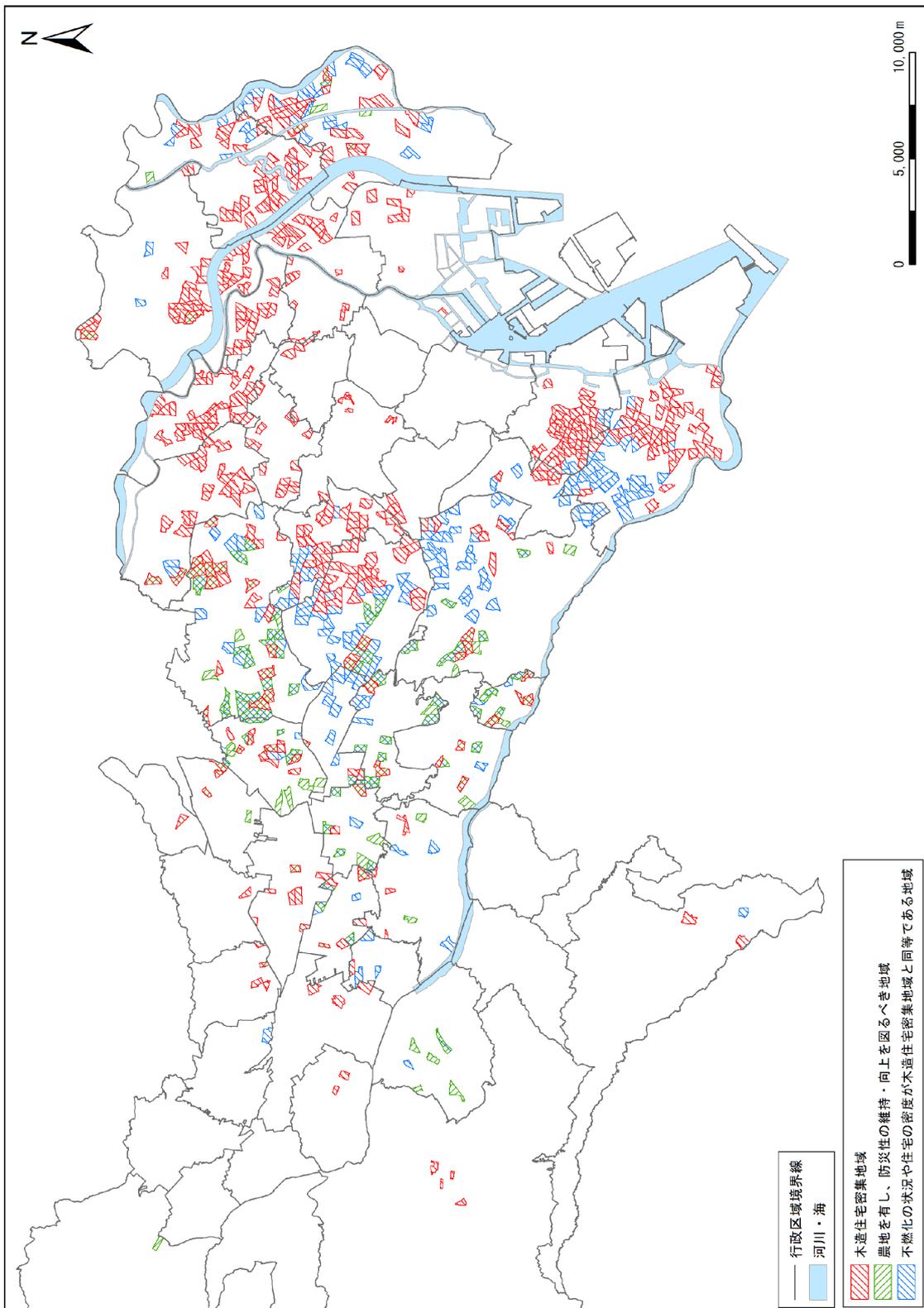


図 9-1 木造住宅密集地域等

24 三鷹市

【概要】

- ・ 第4次三鷹市基本計画（第2次改定）において、施策推進の理念として「市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める『質の高い防災・減災まちづくり』」を掲げている。
- ・ ゆとりある良好な環境を創出・保全するとともに、延焼防止のための空地の確保を図るため、敷地面積の最低限度の指定により、ミニ開発や無秩序な開発を防止する。
- ・ 市街地の不燃化を促進するため、防火地域や準防火地域の指定の拡大を検討する。
- ・ 木造住宅密集地域など、特に重点的かつ効果的な防災対策が必要とされる区域については、避難や救助活動を補完する道路の整備を誘導する地区計画や新防火区域の導入などを検討する。
- ・ 都市農地については、防災空間としての機能を有するため、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、維持・保全する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	三鷹都市計画 3・2・6 号調布保谷線沿線	新防火区域	—
最低敷地	1	三鷹都市計画 3・2・6 号調布保谷線沿線	敷地面積の最低限度 75 m ² (地区計画)	調布保谷線沿線地区地区計画
	2	大沢三丁目環境緑地整備地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	大沢三丁目環境緑地整備地区地区計画
	3	三鷹台団地地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、120 m ² (地区計画)	三鷹台団地地区地区計画
	4	下連雀五丁目第二地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、120 m ² (地区計画)	下連雀五丁目第二地区地区計画
	5	第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域かつ建蔽率 50%以下	敷地面積の最低限度 100 m ² (用途地域)	—
	6	第一種中高層住居専用地域(一部)・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・準工業地域(一部)かつ建蔽率 60%	敷地面積の最低限度 90 m ² (用途地域)	—
	7	特別商業活性化地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (特別用途地区) ※住居専用住宅を建築する場合のみ	特別商業活性化地区 (第3種・第4種)

注1：5～7については、区内全域における当該区域を対象とする。

【予定】

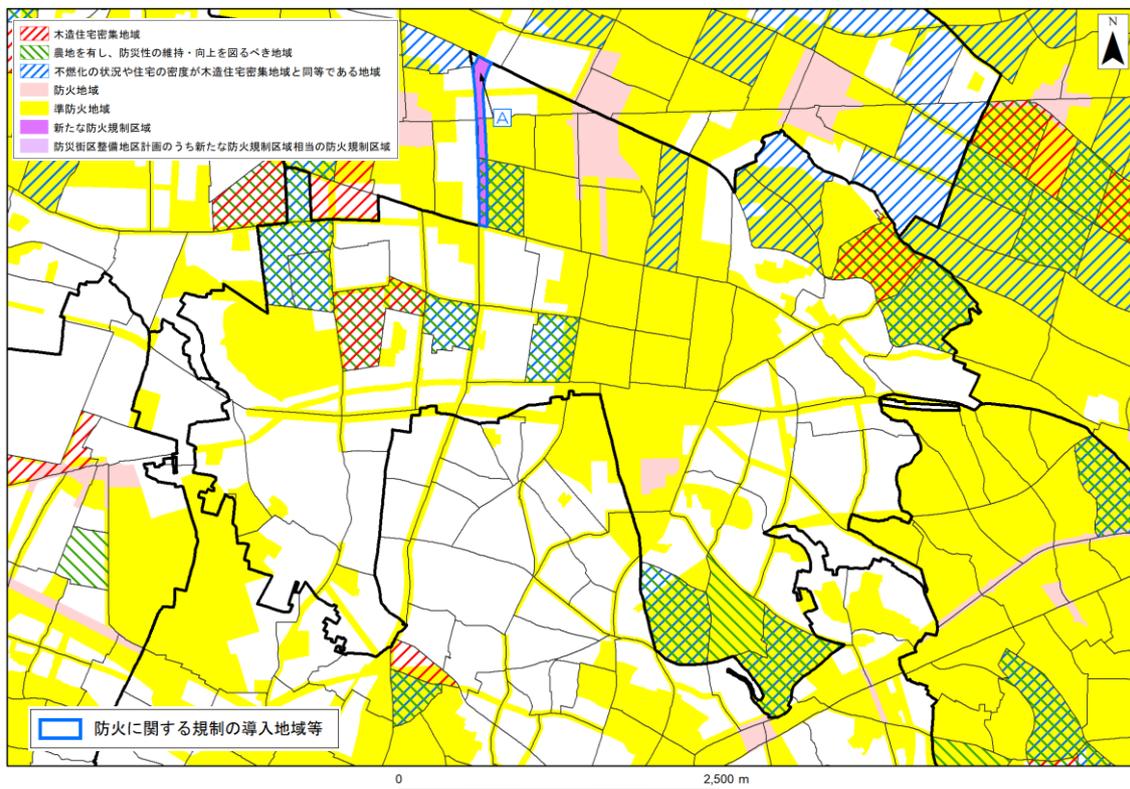
種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

【調査・検討】

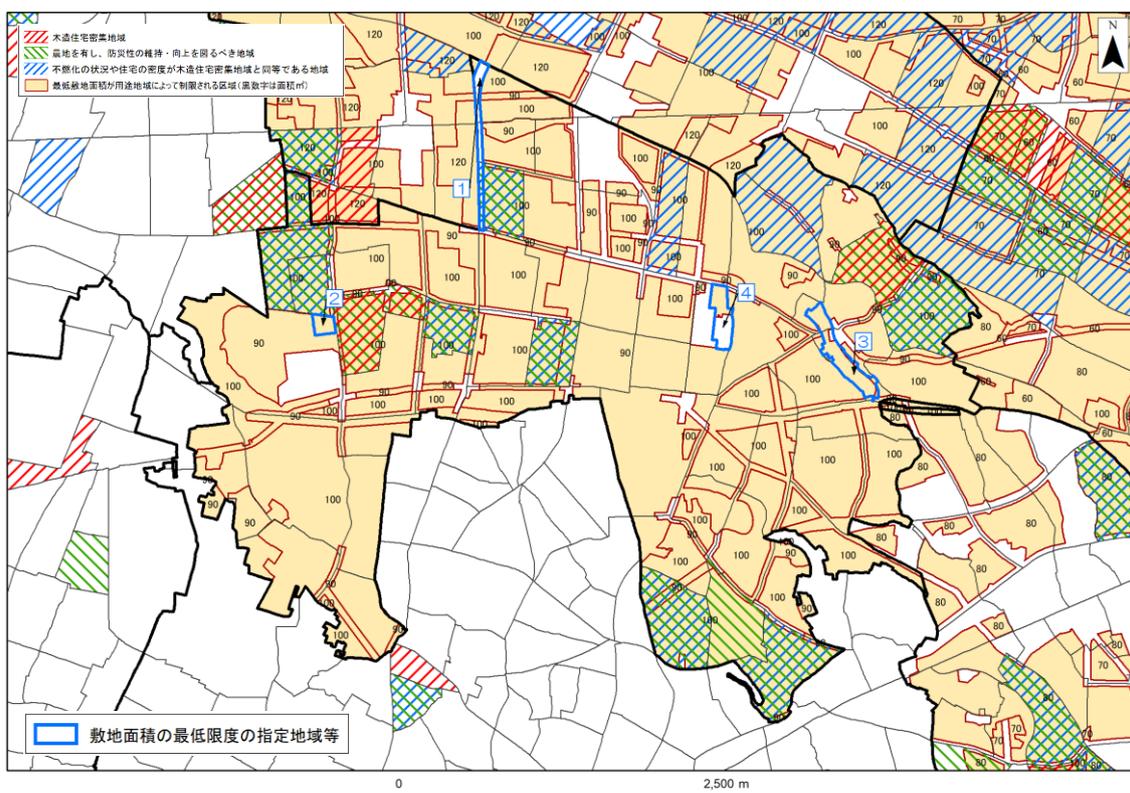
種別	No.	区域	内容	名称
防火	②	市全域	新防火区域など	—
最低敷地	⑧	市全域	敷地面積の最低限度（地区計画）など	—

注1：②・⑧については、区内全域における当該区域を対象とする

防火に関する規制の導入地域等

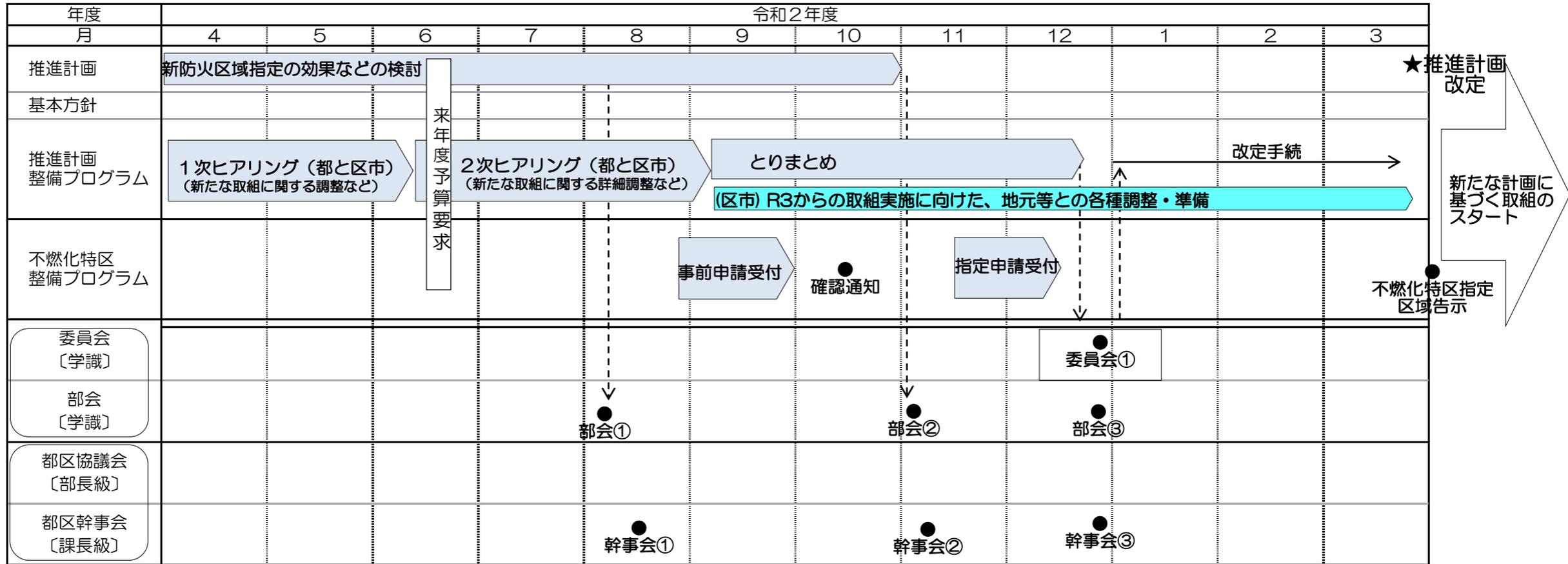


敷地面積の最低限度の指定地域等



5 防災都市づくり推進計画の改定スケジュール

資料10



【資料3 防災都市づくり推進計画 整備プログラムの概要 資料4 防災都市づくり推進計画 整備プログラム 主な更新内容について】

○中林委員長

無電柱化、マンホールについては検討中とあるが、今年度中に反映されるということか。

→（事務局）

今年度末、3月までに改定されるのでその時までには反映する。

○中林委員長

今まで地震災害中心で検討してきた。無電柱化するとトランスを地上設置型に変えると思うが、地震と水害の複合災害対応は必要で、水害に対してもトランスの安全確保をするようにしておかないといけない。浸水区域内で無電柱化する際にトランスは吊り下げ型にするなど、空中設置型というのも同時に検討を進めたほうが良いので確認してほしい。

→（事務局）

承知した。関連する部分でいうと水害対策との連携について、これまでの部会で、無電柱化以外についても含めてご指摘いただいているところである。基本方針では水害対策との連携についての視点は掲げている部分があり、たとえば電気室を集合住宅の上の階に設けるなど、共同化の際にはこういったこともやっていく、といったことも含めての話になるかと思う。

○大原委員

資料3について、無接道敷地への対応について品川区の事例を記載するとのことだが、資料4のところでこれに該当するところはどこか。

→（事務局）

資料4には無接道の取り組みは記載していない。具体的な特定の地域だけでなく、現時点ではある程度広い地域で考えているところだ。

【資料5 防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第5章について】

○中林委員長

整備地域内の延焼遮断帯の整備ということで表5-6にまとめているが、不燃化特区とともに進めている特定整備路線である旨の記載はないのかもしれないが、不燃化特区としてやってきた路線（特定整備路線）とそれ以外の路線の区別がつけられると良い。

→（事務局）

表5-6の路線名のところに括弧書きで記載している。

○大原委員

図5-1において図の凡例と表中の言葉が一致していないのでわかりづらい。また表について附番して図上で確認できるように共通番号を載せてほしい。

→（事務局）

検討する。

○中林委員長

整備地域内の延焼遮断帯の整備の図面がないので拡大図を作成したほうが良いのではないか。それがあれば特定整備路線が見分けられるので良い。特定整備路線の事業評価にもつながり、5年後に議論しやすくなる。

→（事務局）

図の5-1については表5-1～5-4までの骨格防災軸のみまとめたもの、表5-6に該当する図面はないが、第7章の各整備地域の頁の道路網の事業の図に記載するスタイルをとっているのが今の状態である。各整備地域で見るのではなく、整備地域全体で延焼遮断帯の状況が見られる図を整理したほうがよいということであれば、今いただいたご意見のような形になるのかと思う。

○中林委員長

つまり、区部の延焼遮断帯が今どういう現状で、これからの5～10年でどのような展開をするか。その中で、特定整備路線という新しい、優先的手法でやってきているがこれらがどこにあって、どのように整備されていこうとしているか、が読み取れると良い。

○伊村委員

表5-6について、街路整備のところの読み方はどのようなものか。予定など表現がそろっていないところがあるが意味が違うのか。

→（事務局）

意味は同じとなる。どちらかに表現を合わせる。

【資料7 防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第7章の例について】

○大佛委員

7章の最低敷地の面積指定状況の図の数値のラベルがどのエリアを指しているかわからない。

→（事務局）

検討する。

【資料8 防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第8章について】

○大原委員

現状と予定はわかるが、これまでどのように避難場所や地区内残留地区を増やしていたか、近年の取り組み、功績が見えない。これが伝わる部分があったらいい。

この章に限らないが図の凡例等が小さい。都の刊行物になるのでフォント等を含めてユニバーサルデザインになっていたほうが良い。

→（事務局）

基本方針の第1章に、避難場所数の推移の記載がある。凡例等の大きさについては修正を検討する。

○中林委員長

避難場所等の指定だけでなく、指定したあとに、より安全で避難しやすいように整備をどうするかは記載しているが、人々が避難して来た際にどのように対応するか。そろそろ避難場所の運営・管理について、推進計画で検討が必要ではないか。団地や大学キャンパスなどではトイレの問題など、対策を考えなければいけないと思う。今後の課題として、避難場所の内部の整備事業について、頭出ししておく必要がある。指定だけで終わってしまうのは良くない。

→（事務局）

基本方針で避難場所の安全性と利便性の向上という項目があり、整備の方向性について記載している。都立公園の整備については公園審議会の答申の中で防災の観点も含めてどういった対応がなされるか検討される。

○中林委員長

しかし、避難情報を誰が出すのか、異なる区の避難者が混在する避難場所の運営を誰がどうするのか、など、避難場所をどう使うのかの議論がどこにもなされていない。推進計画でやることではないのかもしれないが、今度5年間でどのように都は指定し、拡充していくのか、都区で連携してどう運営していくのか、地震火災時の運用の方法についてどう進めるかというところがどこにも反映されておらず、方針だけで止まっている。これを推し進めるため、都立公園のみならず、すべての避難場所の運営について解説を加え、周知できるよう検討いただきたい。

→（事務局）

公園の担当部局と調整する。

○中林委員長

ほかには表 8-1 の優先整備区域（事業促進区域と新規事業化区域など）について用語の説明は記載されているか。

→（事務局）

都市計画公園・緑地の整備方針における表現となる。解説を追加する。

【資料 9 防災都市づくり推進計画 整備プログラム 第 9 章の例について】

○中林委員長

9 章の図 9-1 木密地域等の図に整備地域の区域がわかる情報が欲しい。整備地域に指定されていない木密地域がわかると、この章で説明している整備地域以外の地域への対策がわかりやすい。

→（事務局）

承知した。

○大原委員

ブロック塀の耐震化について気になっている。民間のブロック塀撤去支援や塀のモニタリングについて整備プログラムに記載がない。9 章に記載すべきかはわからないが、記載してほしい。

→（事務局）

整備プログラムへの記載は定量的には難しいが、文章的に記載できないか検討する。

○中林委員長

不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等の地域定義を厳密にしないといけない。建物は古くないが火災で燃えてしまうような市街地を今回抽出している。このような市街地の説明について書き加える必要がある。面積も算出できるかと思うので検討してほしい。

→（事務局）

新しい地域の定義なので丁寧に記載したい。またボリューム感の記述についても検討する。

○中林委員長

農地地域について、やむを得ず宅地化される場合については規制誘導を行うとあるが、開発前提の規制誘導だけでなく、公園や広場として確保し緑化するなど東京らしいまちづくりについて方向性を示した方がいいのではないか。

○加藤委員

まちがどう変わろうとしているか最低限モニタリングする必要がある。そういったことをメッセージとして出していくことがいい。

→（事務局）

検討する。

【資料 10 今後のスケジュールについて】

○中林委員長

委員会は今回が最終回で推進計画の改定案が出るということか。

→（事務局）

そうである。H30 年度からこの体制でスタートした検討委員会と部会について今回の委員会で全体的に消化をした。この場を借りて来年度以降の話をする、新しい計画をもとにやり始めたことを深掘りしていく。一方で、想定平均焼失率が国から指標として示されていることもあり、こういった新指標についての検討を行いたい。今後も引き続き計画部会で我々が計画・提案していくことについて専門的なご意見をいただきたいのでよろしくお願ひしたい。

○中林委員長

推進計画の原案が出た段階で資料をいただき確認する時間があれば確認したい。

以上